ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）

第三百十四条の二第一項第十号の二中「他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに」を削り、「除くものとし」を「除き」に、「七十六万円未満」を「百二十三万円以下」に改め、「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者　三十三万円

(2)　前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者　三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3)　前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者　三万円

ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

第三百十四条の二第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に、同条第八項第一号から第三号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号イ中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「の控除対象配偶者」の下に「若しくはその他の同一生計配偶者」を加え、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「において」を「には」に改め、同条第十一項中「同年」を「前年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第十三項中「によつて」を「により」に改める。

第三百十四条の六第一号イの表(1)の項及び(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項(i)中「五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円）」を加え、同項(ii)中「十万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には三万円）」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に改め、同項(i)中「五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円）」を加え、同項(ii)中「三万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には一万円）」を加える。

第三章第一節第七款及び第八款を削り、同節第六款中第三百三十四条の次に次のように加える。

第三百三十五条から第三百四十条まで　削除

第三百五十二条第二項中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第三章第二節第七款を削り、同節第六款中第四百三十六条の次に次のように加える。

第四百三十七条から第四百四十一条まで　削除

第三章第四節第四款を削り、同節第三款中第四百八十五条の五の次に次のように加える。

第四百八十五条の六から第四百八十五条の十二まで　削除

第三章第四節第五款の款名中「交付」を「道府県に対する交付」に改める。

第四百八十五条の十三の見出しを削り、同条第一項中「都道府県」を「道府県」に改める。

第三章第四節第五款を同節第四款とする。

第四百八十五条の十四の見出しを削る。

第三章第四節第六款を同節第五款とする。

第五百四十四条から第五百五十条までを次のように改める。

第五百四十四条から第五百五十条まで　削除

第五百八十五条第五項中「第七十三条の二第十項及び第十一項」を「第七十三条の二第十一項及び第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第五百八十七条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十二項」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第三章第八節第五款を削り、同節第四款中第六百十五条の次に次のように加える。

第六百十六条から第六百二十条まで　削除

第三章第八節第六款を同節第五款とする。

第七百条の五十二第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九まで を次のように改める。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九まで　削除

第四章第五節第五款を削り、同節第四款中第七百一条の六十七の次に次のように加える。

第七百一条の六十八から第七百一条の七十二まで　削除

第四章第五節第六款を同節第五款とする。

第七百三条の四第一項から第四項までを次のように改める。

国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

一　国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）

二　国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金（第三項第一号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。）の納付に要する費用

三　その他国民健康保険事業に要する費用